

遺言書文例③

遺言者：夫 法定相続人：妻、長男、長女

相続財産：預貯金 2 行計 1,800 万円、国債額面 200 万円、土地・家屋時価 1,500 万円

遺言書

遺言者 夏野蝉男 は、次の通り遺言する。

- 1、 下記の財産その他遺言者が所有する一切の財産を、長男・夏野空男に相続させる。
 - (1) 土地
所在：愛知県豊明市新田町子持松
地番：123 番の 4
地目：宅地
地積：90 m²
 - (2) 建物
所在：愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
家屋番号：11 番
構造：木造瓦葺 2 階建
延床面積：105 m²
 - (3) 預貯金
 - ① ○○銀行○○支店 普通 1234567 800 万円
 - ② △△銀行△△支店 普通 3456789 1,000 万円
 - (4) 国債
・○○銀行預託分 額面 200 万円
 - (5) 遺言者が死亡時に所有する現金
- 2、 長男・夏野空男は、前項の財産を相続することの負担として、妻・夏野海子が存命中、必要な介護を行うものとする。
- 3、 遺言者は、遺言執行者に下記の者を指定する。
住所：愛知県知立市新林町新林 44 番地 1
氏名：○○××
生年月日：昭和○年△月×日
- 4、 遺言執行者は、長男・夏野空男への遺言内容を実現し、妻・夏野海子への介護が十分に行われるよう監督するものとする。
- 5、 付言事項
妻・夏野海子は重度の障害を負い、日ごろの生活に介護が不可欠な状態にある。そのため、妻・夏野海子と同居し間もなく婚約者・春川山子と

婚姻する長男・夏野空男にすべてを相続させ、第 2 項の通り、その財産を介護その他今後の妻・夏野海子の療養費として充てさせることとした。長女・夏野睦美に何も遺せない結果になり断腸の思いであるが、母のためを思い、遺留分減殺請求を行わないように願う。

平成 23 年 8 月 1 日

愛知県豊明市新田町子持 1 番地 1

遺言者 夏野 蝉男

夏野
蝉男

※ 本例では、文例②と同様に遺留分を無視した分割配分の遺言になっているため、相続を受けることができない法定相続人に「遺留分減殺請求を行わないように」と付言事項で伝えます。遺留分は民法で定められた権利であり、遺言では遺留分減殺請求を行って自らの遺留分を回復することを妨げることはできないため、あくまで強制力のない「お願い」になっています。

文例②では本文中に「請求をせず、～」となっていますが、強制力はありません。

※ 本例では、遺言執行者に長男の介護の監督を依頼していますが、別途監督人を指名することもできます。